

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	改善命令及び一時停止命令（排水基準又は汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水を排出するおそれがある場合）
概要	<p>水質汚濁防止法が適用される特定事業場の排水口において、排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用、排水の排出の一時停止を命ずることがあります。</p> <p>また、指定地域内事業場において、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、指定地域内特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることがあります。</p>
根拠法令等 及び条項	水質汚濁防止法第13条第1項及び第13条第3項
処分基準	<p>排水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準（水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準（同条第3項の規定により排水基準を定められた場合にあつては、その排水基準を含む。））に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるとき。</p> <p>また、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水が排出されるおそれがあると認めるとき。</p> <p>水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準は、「排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）」のとおり。 法令データ提供システム（http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi）参照</p> <p>第3条第3項の規定により定められた排水基準は、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年3月31日大阪府条例第8号）」のとおり。 大阪府例規集（http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html）参照</p> <p>「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成29年6月28日大阪府告示2016号）は、次のとおり。 http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/osaka-wan/regulatorystandard8.html</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	